

# 韓国における人身取引関連法の制定

—性売買処罰法及び性売買防止法—

白井 京

## はじめに

2004年3月2日、韓国国会において二つの法律が可決成立した。「性売買斡旋等の行為の処罰に関する法律」(以下「性売買処罰法」という。)<sup>(注1)</sup>及び「性売買防止及び被害者保護等に関する法律」(以下「性売買防止法」という。)<sup>(注2)</sup>である。

これらは、1961年に制定され、殆ど死文化していた「売春行為等防止法」<sup>(注3)</sup>に代わる法律として制定されたものであり、売春及び買春行為等(以下「性売買」とする。)の全般に関する規制と被害者の保護について定めたものである。

これらの法律は、また、近年その深刻さを増している国際的な人身取引<sup>(注3)</sup>を取り締り、防止し、かつ被害者を保護するための法的な措置でもある。韓国は、2000年に「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」(以下「人身取引議定書」という。)<sup>(注4)</sup>に署名しており、前記2つの法律はその批准に向けて制定されたものである。

韓国における人身取引に対するこれまでの政策については、天野真吾「韓国の人身取引に関する立法動向」(本誌220号、2004年5月)において報告した。今年9月に、これら2つの法律が施行されたが、その施行の前までに人身取引に適用されてきた刑法、売春行為等防止法、出入国管理法等の該当部分については、同記事を参照されたい。

本稿では、韓国における人身取引の状況について、新たに入手した資料も加えて概観した後、これら2つの法律の制定の経緯と主な内容を説明する。

## 1. 人身取引の現況

2004年6月に発表された米国国務省による『人身取引報告書(2004年版)』では、韓国は前年、前々年に引き続き、「最低基準を遵守している」とされる第1層に分類されている。

韓国は、2001年版の報告書において「最低基準を遵守しておらず、遵守に向けた有意義な取り組みも見られない」第3層に分類されたが、政府が対応に乗り出したことにより、翌2002年には第1層に格上げされたのであった。

しかし、この時の「第1層」への格上げに対しては、韓国国内の女性団体、米国国内のマスコミ等から疑問が呈されていた。これは、報告書を作成する米国国務省が自ら調査することなく、韓国側が作成した報告を無批判に受け入れて格上げしたのではないかというものである。米韓両国政府が、韓国国内の米軍基地周辺地域、いわゆる「基地村」における外国人女性の人身取引や、売春の強制に関する情報を意図的に見ないふりをしているとの批判もある。<sup>(注4)</sup>

ここでは、韓国を目的地とする国際的な人身取引と、韓国国内のケースに分けて概観する。

### (1) 国際的な人身取引の状況

2002年、米国のFOX TVは、ロシアやフィリピン出身の女性達が、韓国の米軍基地周辺のナイトクラブ等に売られており、監禁状態で売春を強要されていると報道した。<sup>(注5)</sup>同年8月付のTIMEは、同様の内容を報道し、人身取引により来韓し、「基地村」において売春を強要されていたフィリピン人女性の事件について、詳細な経緯を掲載している。<sup>(注6)</sup>

これを問題視した女性省は、韓国国内で性産

業に従事する外国人女性に関する初めての公的な調査を実施した。同調査報告は、前記2つの法律の成立に関する報道に続き、2004年3月に発表された。正式タイトルは「韓国の外国人女性性売買実態調査結果報告」<sup>(注7)</sup>であり、女性省の委託により韓国社会学会が2003年8月から11月にかけて行ったものである。韓国国内で「遊興業」に従事するロシア、フィリピン女性に対するアンケート調査、面接等を通じ、人身取引や詐欺、脅迫、暴力、監禁による人権侵害の実態を明らかにしている。

報告書は、約5000人、被害者保護団体によれば、約2万人の外国人女性が性的に搾取されているに等しい状態にあるとしている。

同報告によれば、外国人女性が人身取引によって韓国国内に流入する契機となったのは、1996年の「芸術興業ビザ(E-6)」の発給開始である。調査に応じた外国人女性のうち90%はこのビザにより入国しており、回答者のうち66.8%はエンターティナーとして活動するものと信じてオーディションを受けている。しかし、大部分の者が売春を含む性的サービスを強要され、休日もなく長時間働かされている。

2002年には、人身取引の被害者として救出されたフィリピン人女性に代わり、フィリピン政府が韓国の斡旋業者を相手に損害賠償訴訟を提起している<sup>(注8)</sup>。

また、被害者保護団体によれば、被害者の中には結婚斡旋業者の紹介によって入国したケースも多いという<sup>(注9)</sup>。韓国において国際結婚の斡旋は合法的事業ではあるが、フィリピンやベトナム、中国等を対象とする国際結婚斡旋事業では、外国人女性が人身取引の被害者となる可能性がある<sup>(注10)</sup>と指摘されている。

## (2) 国内における人身取引の状況

国際的な人身取引のみならず、韓国では国内における人身取引と監禁、監視による売春の強

制が大きな問題となっている。多くの場合、「先払い金」といわれる金を借りるために風俗業界に入った女性が売買されるなどし、監禁状態におかれて搾取される構造にある。

今回の2つの法律が制定される直接的なきっかけとなったのは、韓国の小都市である群山で発生した2件の火災事件である。

2000年9月、群山市内の風俗店において火災が発生し、20代の女性5名が死亡した。遺品の日記には、監禁と監視の中で売春を強要されていた被害女性の絶望が記されており、その被害を告発するものであった。1年半後の2002年1月、同じ群山市内の別の風俗店で再び火災が発生した。この時も、12名の女性が二重施錠装置のために逃げ出すことができずに死亡する惨事となった。これら事件の裁判の過程において、警察の職務怠慢や、業者との癒着の実態が明らかにされた<sup>(注10)</sup>。

その後も、監禁され売春を強要された被害者による国家賠償訴訟が起きている。この中で被害者らは、業者と警察の癒着を指摘し、業者から見返りとして警察側への性行為の提供を頻繁に強いられたと主張している<sup>(注11)</sup>。

## 2. 法律の制定

### (1) 制定の経緯

このような状況を背景として、女性団体を中心に、性売買の防止と性売買による被害女性を支援するための特別法制定を要求する運動が活発になった。2001年11月には、女性団体を中心となって作成した「性売買斡旋等の犯罪の処罰及び防止に関する法律」の制定に関する請願が提出された。その内容は、斡旋事業者に対する処罰の強化、性売買の対象となった女性の人権保護及び社会復帰を支援するものである。これを元に、女性議員が中心となって法律案が作成された。

2002年7月25日、これら女性議員が作成した

法案である、「性売買斡旋等の行為の処罰及び防止に関する法律案」(以下「性売買防止法案」という。)が提出された。しかし、その直後にこの法案は撤回された。

というのは、性売買防止法案は、女性省所管の売春行為等防止法に代わる法律として発議されたが、法案の内容が規制と刑事処罰に焦点が置かれていたことから、実効性を高めるために法務省の管轄にすべきという意見が出されたからである。

同法案の撤回後の議論において、性売買の被害者が大部分女性であるという点を考慮して、性売買の被害者に対する保護及び性売買防止については、女性省で扱われるべきとされた。

撤回された法案は、こうした議論をふまえ、9月11日、処罰と被害者保護について規定した2つの法案に分離されて再度、発議された。2つの法律案は、各所管委員会において審議され、2004年3月2日、同時に可決されるに至った。<sup>(注12)</sup>

これら法律の制定の背景として、提案者であるチョ・ベスク議員は、以下の4点を挙げている。<sup>(注13)</sup>第一に禁止しているにもかかわらず性売買産業が急速に拡大して各地に広がり、かつ多様化していること、第二に関連業者とこれを取り締まるべき公務員の癒着により取締りの効果がないこと、第三に国際社会の要求に呼応する人身取引根絶のための法律的措置が必要であること、第四に売春行為等防止法の死文化による再検討が必要であること、である。

これらの法律は、このような背景から立法を企図されたため、例えば米国の「2000年人身取引被害者保護法」<sup>(注14)</sup>のように人身取引のみに焦点をあてているわけではない。売春行為等防止法に代わる、性売買全般に関する規制と性売買の対象となる者の保護を定めたこれら2つの法律に、人身取引禁止と外国人被害者の保護等の規定を加える形となっている。

## (2) 性売買処罰法の概要

性売買処罰法は、全4章28か条の本則及び5か条の附則からなるもので、主な内容は以下のとおりである。

### (目的)

第1条では、法律の目的について、性売買、性売買斡旋、性売買を目的とする人身取引を根絶し、性売買被害者の人権を保護することと定める。

### (定義)

第2条では、法律において使用される「性売買」、「性売買斡旋等の行為」、「性売買目的の人身取引」、「性売買被害者」の定義を定める。これらの法的概念は、初めて導入されたものである。

### (国家等の責務)

第3条では、国家と地方自治体は、性売買やその斡旋行為、人身取引について制度的な対策をとり、国際協力の推進を図ることをその責務とすると定める。

### (禁止行為)

第4条では、性売買、性売買の斡旋、性売買を目的とする人身取引等の禁止を定める。

### (被害者への処罰特例及び保護)

第6条では、性売買被害者は、性売買については処罰されないこと、検事等は、捜査過程において被疑者や参考人が被害者であると考えられる場合には、その保護に必要な措置を執ること、これらの犯罪を申告した者や性売買被害者を調査する場合には、「特定犯罪申告者等保護法の規定」<sup>(注15)</sup>を準用し、個人情報<sup>(注16)</sup>の取扱いに注意することを定める。

### (関係者の同席)

第8条では、審議や調査の過程における関係者の同席許可について定める。同席許可とは、被害者本人や法定代理人等の申請により、信頼関係にある者を審理等の手続において同席させることができるとする制度である。青少年など

の場合には、特別な事由がない限り同席を許される。

#### (審理の非公開)

第9条では、申告者等の私生活保護または身辺保護などのため、審理を非公開にできると定める。

#### (不法原因に基づく債権の無効)

第10条では、性売買斡旋等の行為をした者が、性を売る行為をしたことがある者及びこれらの行為をしようとする者に対して有する債権は、契約の形式や名目に関係なく無効であると定める。その債権を譲渡したり、債務を引き受けた場合にも無効とする。検事や司法警察官は、債務不履行事件を捜査する際に、その債権がこの法律に定める不法原因債権に該当するかどうかを確認し、捜査上、斟酌するよう定める。

#### (外国人女性に対する特例)

第11条では、外国人女性がこの法に規定された犯罪を申告したり、外国人女性を性売買被害者として捜査するときには、当該事件を不起訴処分にしたり公訴を提起する時まで、出入国法上の強制退去命令や収容を猶予するようにすること、検事は、関係機関に対して強制退去命令の執行猶予又は収容の一時解除を要請することができることを定める。

#### (保護処分)

第12条から第17条までの規定では、保護処分について定める。性を売り買いした当事者に対し、動機や素行等を考慮の上で保護処分できることとし、保護処分期間は6か月、社会奉仕・受講命令は100時間を超過できないとする。

#### (罰則)

第18条から第21条までの規定では、罰則について詳細に定める。売春の強要、斡旋、広告など、行為の態様によって罰則を細分化し、強化している。

#### (組織犯罪に対する加重処罰)

第22条では、暴力団等の組織や、性売買斡旋

を目的とする組織の構成員に対する加重処罰を定める。

#### (没収及び追徴)

第25条では、これらの犯罪によって得た財産について没収し、それが不可能な場合は追徴するよう定める。

#### (刑の減免)

第26条では、この法律で規定する罪を犯した者が、捜査機関に自ら申告したり自首したときには、刑を軽減または免除すると定める。

#### (報賞金)

第28条では、犯罪団体構成員が売春を強要したり、人身取引をした場合、これを捜査機関に申告した者に対して報賞金を支給できると定める。

### (3) 性売買防止法の概要

性売買防止法は、全24か条の本則と4か条の附則からなるもので、主な内容は以下のとおりである。

#### (目的)

第1条では、この法律の目的について、性売買を防止し、第2条第4項に定義される性売買被害者及びその他の性を売る行為をした者の保護と自立を支援することと定める。

#### (国家等の責務)

第3条においては、性売買処罰法と同様に、国家と地方自治体の責務について定める。その責務とは、性売買行為を防止し、性売買被害者や性を売る行為をした者の保護・自立支援のための調査、研究、広報等の行財政的措置を執ることである。

#### (性売買予防教育)

第4条では、小中高等学校の校長に対し、性売買予防教育の実施を義務付けている。

#### (支援施設の種類)

第5条では、支援施設について定める。6か月以内の範囲で寝食を提供し自立を支援する一

般支援施設、19歳未満の被害者等を対象とする青少年支援施設、外国人被害者を対象とし帰国を支援する外国人女性支援施設、自活に必要な支援を提供する自活支援センターの四つである。

#### (支援施設の業務等)

第6条から第9条までの規定では、上記支援施設の設置、業務、入所要件及び運営について定める。

#### (相談所の設置等)

第10条及び第11条では、上記の支援施設以外に、性売買被害者の救助や自立支援のために、性売買被害相談所を設置すること、及びその業務内容等を定める。

#### (捜査機関の協力)

第12条では、被害者救助における捜査機関の協力義務を定める。性売買被害相談所は、被害者救助の際に警察の同行を要請することができ、警察官署の長はこれに応じなければならない。

#### (性売買被害者等の意思の尊重)

第13条では、支援施設の入所について、被害者の意思を尊重すると定める。

#### (医療費の支援)

第14条は、被害者に対する医療費用の支援について定める。国家や地方自治体は、被害者が治療を受ける場合に、医療費用の全て又は一部を支援することができる。

#### (指導監督等)

第15条から第20条までの規定では、国家及び地方自治体と施設の関係等について定める。女性省長官や地方自治体の長は、関係施設を指導・監督し、必要な場合には費用を補助する。施設の廃止や休止は、地方自治体の長に申告しなければならない。営利目的の運営は禁止され、施設の職員は、職務上知り得た秘密を漏洩してはならない。

その他、第21条から第24条までの規定では、

罰則等や経過措置、他の法律の改正について定める。

### 3. 法制定の意義と批判

#### (1) 意義

女性省は、今回の2つの法律制定の意義として、以下の点を挙げている。<sup>(注17)</sup>

まずは、韓国社会において性売買が不法であるということを再確認し、二者間の関係とみられていた性売買を斡旋行為が存在する三者間の関係であるとの観点に立って規定を整備することにより、女性の人権を蹂躪する斡旋行為を重点的に処罰できるようにした点である。

旧法の名称に使用されていた「淪落(윤락)」という用語には「おちぶれる」「身をもちくずす」等の意が含まれており、被害女性を非難する名称とされていた。これに対し、新しく制定されたこれらの法律では、価値中立的な「性売買」という用語を使用することにより、性売買行為を法的に客観的に位置づけた点も評価に値するとした。

女性省は、「性売買被害者」、「性売買目的の人身取引」等の概念を初めて立法化したという点も、意義の一つとして挙げている。これらの概念の導入は、人身取引議定書の署名に伴う措置であり、人身取引に対する法的規制に関して出遅れているアジア諸国において、先導的に立法化した模範事例であるとしている。

また、これら法律の制定により、斡旋や広告行為の厳罰化や、被害女性の保護が進んだことにより、性産業そのものの縮小が進むものと見込んでいる。

さらに女性省は、今回の2つの法律の制定により、官民協力を通じた参加型立法モデルを提示したという点も、意義の一つに挙げている。女性団体が草案を準備し、議員が発議し、関係省庁が修正案を提示する等、制定過程に三者が積極的に協力したという点から、参加型立法モ

デルの成功例であると評している。

## (2) 批判

制定過程に関わってきた女性団体は、これら法律の制定を歓迎する一方で、審議過程において重要部分が抜け落ちたため、内容に限界があると指摘している<sup>(注18)</sup>。

最も大きな問題点とされるのは、「性売買被害者」の定義である。当初提出された法案では、性を売った者を本人の意思にかかわらず被害者と規定していたのが、審議の過程において、暴力や麻薬により強制された者、青少年、人身取引の対象者等に限定されることになった。

女性団体は、人身取引議定書では「本人の同意如何を問わず性を売る者を被害者とし保護し支援する内容を強調」しており、よって「性売買の対象となった全ての者は被害者である」と主張している。

また、外国人女性の扱いについても問題が多いと指摘している。今回制定された性売買防止法は、法案の時点では、性売買の被害を受けた外国人女性が、司法当局の捜査を受ける場合又は刑事訴訟を行う場合には、その間は強制退去が延期され、その期間中は国民と同等の福祉サービスを受けることができる、と規定されていた。米国の「2000年人身取引被害者保護法」でも、性売買被害女性に対し臨時滞留資格、合法的な居住の権利、就業許可等を与えている。この法案通り可決されれば、外国人被害者の保護について相当な進展がみられると期待されていた。

しかしこの部分は、審議の過程で削除されることになった。これにより、外国人被害者は訴訟中に働くことは許可されず、その間ずっと施設に入所していなければならない。また、訴訟終了後ただちに出国しなければならない。そのため、女性団体は、被害者と確定された外国人女性に対する滞留資格を変更すべきだと主張して

いる。

また、根本的には何よりも警察と事業者との癒着問題解決のための警察改革が優先すべきとの指摘もある。これらの法律が施行された現在、警察やその他の関係機関が業者との癒着を根絶して取締りに尽力し、被害者の保護や人身取引犯罪の防止に取り組むことができるかどうか、今後の課題である。

## (注)

- (1) 「性売買防止及び被害者保護等に関する法律」は、韓国国内の報道等では「性売買保護法」又は単に「保護法」と呼ばれることが多いが、この略称は「性売買」を「保護」といった誤った印象を与える恐れがあるため、本稿では「性売買防止法」とした。
- (2) 原文は「淪落(윤락)行為等防止法」である。
- (3) 法律原文及び韓国国内での報道では、人身取引に関して「人身売買」という言葉が使用されている。しかし、「性売買処罰法」及び「性売買防止法」の2つの法律において定義される「人身売買」は、単なる売買のみならず、対象者を募集、移動又は隠匿する等の行為も含まれており、「人身取引議定書」における「人身取引」の定義とほぼ同一である。そのため、本稿では、解説文、法律翻訳文いずれにおいても、韓国語で「人身売買」とあるのは、「人身取引」に統一した。
- (4) この問題について、米国のクリストファー・スミス上院議員が、韓国の女性団体代表に対し米国議会聴聞会への出席を要請したという報道も見られる(『文化日報』2002.8.28.及び9.2.、『ハンギョレ』2002.9.2.等)。しかし、実際には聴聞会は開催されなかったようである。
- (5) 「『人身取引』良い等級のために、政府、米国に誇張資料を提出」『韓国日報』2002.8.28.等。
- (6) *TIME*, 2002.8.12.
- (7) 「韓国の外国人女性性売買実態調査結果報告」は、女性省ホームページ<<http://www.moge.go.kr/>> (last access 2004.9.27)→資料室→研究領域資料内においてダウンロードできる。2004年3月11日に行

われた同調査の結果発表会の資料集『外国女性性売買の実態調査結果発表会 資料集』については全北大学社会科学部ホームページ内の下記URL <[http://social.chonbuk.ac.kr/soc/dhseol/publish/archive/ForeignWomenEntertainers2004\\_Presentation.pdf](http://social.chonbuk.ac.kr/soc/dhseol/publish/archive/ForeignWomenEntertainers2004_Presentation.pdf)> (last access 2004.9.27)を参照。同資料集には、調査報告の簡易版の英訳も含まれている。

- (8) 『『フィリピン女性11名、韓国で売春を強要』フィリピン政府、業者を相手に損害訴』『東亜日報』2002.10.17.
- (9) 김현선(キム・ヒョンソン)『『外国女性性売買実態調査』討論文』『外国女性の性売買実態調査結果発表会 資料集』 pp.43～46.
- (10) 遺族がこれらの火災事故に関して、国家賠償訴訟を提起している。2000年の火災については国家の責任が認められたが、2002年の火災についてソウル地方裁判所は、国家及び地方自治体の責任を否定している。「法院『群山性売買店舗火災には国家責任なし』』『韓国日報』2004.5.18.
- (11) 「性売買被害女性、国家を相手に損害賠償訴訟」『東亜日報』2004.5.14.その他にも両者の癒着を指摘する報道は多い。例えば「売春業主が『性の上納』、関連団体に証言相次ぐ。『業者と癒着する警察官はもつといる』』『京郷新聞』2004.5.11.
- (12) このように、同一の事案に対して加害者処罰と被害者保護の法律が二つに分離した例としては、家庭暴力防止法(法務省所管の「家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法」、女性省所管の「家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律」)がある。
- (13) 姜明숙(チョ・ベスク)議員室「性売買防止法発議

案説明書：性売買防止のための関連法改正方案」 <[http://www.root.or.kr/equality/sex\\_trade/law-1-guide.htm](http://www.root.or.kr/equality/sex_trade/law-1-guide.htm)> (last access 2004.9.27)を参照。

- (14) Trafficking Victims Protection Act of 2000、概要については本誌220号 pp.13～45を参照。
- (15) 本稿において使用する「申告」は、韓国語からの直訳であり、通報、陳情、告訴及び告発等、捜査の端緒となる情報の提供一般を指す。
- (16) 特定犯罪申告者等保護法(1999年8月31日制定、法律第5997号)は、殺人、強盗、暴力組織による犯罪等、特定の犯罪に関する刑事手続において、国民が安心して自発的に協力することができるよう、通報者等を保護することを目的に制定された法律である。
- (17) 女性省「性売買防止法説明資料」『外国女性性売買の実態調査結果発表会 資料集』 pp.71～73.
- (18) 各執筆者による『『外国女性性売買実態調査』討論文』『外国女性の性売買実態調査結果発表会 資料集』を参照。

(参考文献)(注で用いたものを除く)

- ・ Department of State, “Trafficking in Persons Report (2004)”
- ・ KINDS 韓国総合ニュースデータベースによる各新聞記事 <<http://www.kinds.or.kr/>>
- ・ 申然淑・韓国女性ホットライン総合人権局長により日韓女性人権シンポジウム in 東京(2004年6月5日開催)において発表された報告「韓国の性売買防止法制定運動の争点と女性人権」資料

(しらい きょう・海外立法情報課)

# 性売買斡旋等の行為の処罰に関する法律

성매매알선등 행위의 처벌에 관한 법률

(2004年3月22日制定 法律第7196号)

白井 京 訳

## 第1章 総則

### 第1条 (目的)

この法律は、性売買及び性売買斡旋等の行為並びに性売買を目的とする人身取引を根絶し、性売買被害者の人権を保護することを目的とする。

### 第2条 (定義)

① この法律において使用される用語の定義は、次に定めるところによる。

1. 「性売買」とは、不特定人を相手に金品その他の財産上の利益を授受又は約束し、次のいずれかの行為をし、又はその相手になることをいう。

- a. 性交行為
- b. 口腔、肛門等身体の一部又は道具を利用した類似性交行為

2. 「性売買斡旋等の行為」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

- a. 性売買を斡旋、勧誘、誘引又は強要する行為
- b. 性売買の場所を提供する行為
- c. 性売買に提供されるという事実を知りながら資金、土地又は建物を提供する行為

3. 「性売買目的の人身取引」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

- a. 性を売る行為若しくは刑法第245条の<sup>(註1)</sup>規定による淫乱行為をさせ、又は性交行為等の淫らな内容を表現する写真若しくは映像物等の撮影対象にする目的で、偽計、威力その他これに準ずる方法を用いて対

象者を支配及び管理しつつ第三者に引き渡す行為

b. aと同じ目的で、青少年保護法第2条第1号の<sup>(註2)</sup>規定による青少年(以下「青少年」とする。)、事物を判断し若しくは意思を決定する能力がない者若しくは薄弱な者、若しくは大統領令の定める重大な障害がある者又はそれらを保護し監督する者に、先払金等の金品その他の財産上の利益を提供又は約束し、対象者を支配し管理しつつ第三者に引き渡す行為

c. a及びbの行為が行われることを知りながら、aと同じ目的又は転売のために対象者を引き受ける行為

d. aからcまでのいずれかに該当する行為のために対象者を募集、移動又は隠匿する行為

4. 「性売買被害者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

a. 偽計、威力その他これに準ずる方法を用いて性売買を強要された者

b. 業務、雇用その他の関係により保護又は監督する者によって、麻薬類管理に関する法律第2条の規定による麻薬、向精神性医薬品又は大麻(以下「麻薬等」とする。)の中毒にされ、性売買を行った者

c. 青少年、事物を判断し若しくは意思を決定する能力がない者若しくは薄弱な者、又は大統領令の定める重大な障害がある者で、性売買をするよう斡旋又は誘引された者

d. 性売買の目的で人身取引された者

② 次の各号の一に該当する場合は、対象者を第1項第3号aで規定した「支配及び管理」の下に置いたものとみなす。

1. 先払金提供等の方法で対象者の同意を得た場合であっても、その意思に反して離脱を制止したとき。
2. 他人を雇用若しくは監督する者、出入国及び職業を斡旋する者又はこれらを補助する者が、性を売る行為をさせる目的で、旅券又はこれに代わる証明書を債務の履行確保等の名目で提供させた場合

### 第3条（国家等の責務）

- ① 国家及び地方自治体は、性売買、性売買斡旋等の行為及び性売買目的の人身取引の予防と根絶のための教育及び広報等に関して、法制度的な対策をとり、必要な財源を調達しなければならない。
- ② 国家は、性売買を目的とする人身取引の防止のための国際協力の増進及び刑事司法の協力の強化に努力しなければならない。

### 第4条（禁止行為）

次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

1. 性売買
2. 性売買斡旋等の行為
3. 性売買を目的とする人身取引
4. 性を売る行為をさせる目的で他人を雇用若しくは募集し又は性売買が行なわれるという事実を知りながら職業を紹介若しくは斡旋する行為
5. 第1号、第2号及び第4号の行為並びにその行為が行われる営業場所についての広告行為

### 第5条（他の法律との関係）

この法律において規定した事項に関し、青少

年の性保護に関する<sup>(注3)</sup>法律に特別な規定がある場合は、同法に定めるところに従う。

## 第2章 性売買被害者等の保護

### 第6条（性売買被害者に対する処罰の特例及び保護）

- ① 性売買被害者の性売買は、処罰しない。
- ② 検事又は司法警察官は、捜査過程において、被疑者又は参考人が性売買被害者に該当すると認めるに値する相当な理由があるときは、遅滞なく法定代理人、親族又は弁護人に通知し、身辺保護、捜査の非公開又は親族、支援施設若しくは性売買被害相談所への引渡し等、その保護に必要な措置を執らなければならない。ただし、被疑者又は参考人の私生活の保護等、やむを得ない事由がある場合には、通知しないことができる。
- ③ <sup>(注4)</sup> 法院又は捜査機関が、この法律に規定された犯罪を申告（告訴及び告発を含む。以下同じ。）した者若しくは性売買被害者（以下「申告者等」とする。）を調査し、又は証人として尋問する場合は、特定犯罪申告者等保護法第7条から第13条までの規定を準用する。この場合、同法第9条及び第13条を除き、<sup>(注5)</sup> 報復を受けるおそれがあることを要しない。

### 第7条（申告義務等）

- ① 性売買防止及び被害者保護等に関する法律第5条第1項の規定による支援施設及び同法第10条の規定による性売買被害相談所の長又は職員が、業務と関連して性売買被害の事実を知ったときは、遅滞なく捜査機関に申告しなければならない。
- ② この法律に規定された犯罪を申告した者に対し、その申告を理由に不利益を与えてはならない。
- ③ 他の法律に規定がある場合を除き、申告者等の個人情報又は写真等その身元がわかる情

報若しくは資料を、インターネット若しくは出版物に掲載し、又は放送媒体を通じて放送してはならない。

#### 第8条（信頼関係にある者の同席）

- ① 法院は、申告者等を証人として尋問するときは、職権又は本人、法定代理人若しくは検事の申請により、信頼関係にある者を同席させることができる。
- ② 捜査機関は、申告者等を調査するときは、職権又は本人若しくは法定代理人の申請により、信頼関係にある者を同席させることができる。
- ③ 青少年、事物を判断し若しくは意思を決定する能力がない者若しくは薄弱な者又は大統領令が定める重大な障害がある者について、第1項及び第2項の規定による申請があったときは、裁判又は捜査に支障を招くおそれがある等特別な事由がない限り、信頼関係にある者を同席させなければならない。
- ④ 第1項から第3項までの規定により訊問又は調査に同席する者は、陳述を代行若しくは誘導する等、捜査又は裁判に不当な影響を及ぼしてはならない。

#### 第9条（審理の非公開）

- ① 法院は、申告者等の私生活又は身辺保護のために必要なときは、決定により審理を公開しないことができる。
- ② 証人として召喚された申告者等及びその家族は、私生活又は身辺保護のために証人訊問の非公開を申請することができる。
- ③ 裁判長は、第2項の規定による申請があったときは、その許可の可否、法廷外の場所での訊問等、訊問の方法及び場所に関して決定することができる。
- ④ 第1項及び第3項の規定による審理の非公開に関しては、法院組織法第57条第2項及び

第3項の<sup>(注6)</sup>規定を準用する。

#### 第10条（不法原因に基づく債権の無効）

- ① 性売買斡旋等の行為をした者、性を売る行為をする者を雇用し、募集し若しくは職業を紹介、斡旋した者又は性売買目的の人身取引をした者が、その行為と関連して性を売る行為をしたことがある者又はこれらの行為をしようとする者に対して有する債権は、その契約の形式又は名目に関係なく、無効とする。その債権を譲渡し、又はその債務を引き継いだ場合もまた、同様とする。
- ② 検事又は司法警察官は、第1項の不法原因と関連した疑いのある債務の不履行を理由に告訴又は告発された事件を捜査するときは、金品その他の財産上の利益の提供が性売買の誘引、強要又は性売買の営業場所からの離脱防止手段として利用されたか否かを確認し、捜査において酌量しなければならない。
- ③ 検事又は司法警察官は、性を売る行為をした者又は性売買被害者を調査するときは、第1項の債権が無効である事実及び支援施設等を利用することができるということを、本人又は法定代理人等に告知しなければならない。

#### 第11条（外国人女性に対する特例）

- ① 外国人女性がこの法律に規定された犯罪を申告し、又は外国人女性を性売買被害者として捜査するときは、当該事件を不起訴処分とし、又は公訴を提起する時まで、出入国管理法第46条の規定による強制退去命令又は同法律第51条の規定による収容の執行をしてはならない。この場合、捜査機関は、出入国管理事務所に当該外国人女性の個人情報及び住所を通知する等、出入国管理に必要な措置を執らなければならない。
- ② 検事は、第1項の事件について公訴を提起

した後は、性売買被害の実態、証言又は賠償の必要性その他の状況を考慮し、出入国管理事務所長等関係機関の長に対し、一定の期間を定めて、第1項の規定に基づく強制退去命令の執行猶予又は収容の一時解除を要請することができる。

- ③ 第1項及び第2項の規定に基づき強制退去命令の執行を猶予し、又は収容を一時解除する期間中は、当該外国人女性に支援施設等を利用させることができる。
- ④ 捜査機関は、外国人女性を性売買被害者として調査するときは、訴訟促進等に関する特例法<sup>(注7)</sup>に基づく賠償を申請をすることができるということを告知しなければならない。
- ⑤ 性売買被害者である外国人女性が、訴訟促進等に関する特例法に基づく賠償申請をしたときは、その賠償命令が確定される時まで、第1項の規定を準用する。

### 第3章 保護事件

#### 第12条 (保護事件の処理)

- ① 検事は、性売買をした者に対し、事件の性格、動機及び行為者の素行等を考慮し、この法律による保護処分が相当であると認めるときは、特別な事情がない限り、保護事件として管轄法院に送致しなければならない。
- ② 法院は、性売買事件の審理の結果、この法律による保護処分が相当であると認めるときは、決定により事件を保護事件の管轄法院に送致することができる。

#### 第13条 (管轄)

- ① この法律で定める保護事件（以下「保護事件」とする。）の管轄は、性売買をした場所、性売買をした者の住所又は現在地を管轄する家庭法院とする。ただし、家庭法院が設置されていない地域においては、該当地域の地方法院（支院を含む。以下同じ。）とする。

- ② 保護事件の審理と決定は、単独判事が行なう。

#### 第14条 (保護処分の決定等)

- ① 判事は、審理の結果、保護処分が必要だと認めるときは、決定により次の各号の一に該当する処分を行うことができる。
  - 1. 性売買がなされるおそれがあると認められる場所又は地域への立入禁止
  - 2. 保護観察等に関する法律による保護観察
  - 3. 保護観察等に関する法律による社会奉仕又は受講命令
  - 4. 性売買防止及び被害者保護等に関する法律第5条第1項第1号から第3項までの規定による支援施設への監護委託
  - 5. 性売買防止及び被害者保護等に関する法律第10条の規定による性売買被害相談所への相談委託
  - 6. 性暴力犯罪の処罰及び被害者保護等に関する法律第33条<sup>(注8)</sup>の規定による専門担当医療機関への治療委託
- ② 第1項の各号の処分は、併科することができる。
- ③ 法院は、保護処分を決定したときは、遅滞なく検事、保護処分を受けた者、保護観察官又は保護処分を委託された支援施設、性売買被害相談所若しくは医療機関（以下「受託機関」とする。）の長に通知しなければならない。ただし、国家が運営しない受託機関に保護処分を委託するときは、その機関の長から受託についての同意を得なければならない。
- ④ 法院は、第1項第2号から第6号までの規定による処分を行ったときは、教育、相談、治療又は保護観察に必要な資料を、保護観察官又は受託機関の長に送付しなければならない。
- ⑤ 保護観察並びに社会奉仕及び受講命令に関し、この法律に定めた事項の外の事項に関しては、保護観察等に関する法律を準用する。

### 第15条（保護処分の期間）

第14条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号の規定による保護処分の期間は6か月を、同項第3号の規定による社会奉仕及び受講命令は100時間を、それぞれ超えることができない。

### 第16条（保護処分の変更）

- ① 法院は、検事、保護観察官又は受託機関の長の請求があったときは、決定により1回に限り保護処分の種類及び期間を変更することができる。
- ② 第1項の規定により保護処分の種類及び期間を変更するときは、従前の処分期間を合算し、第14条第1項第1号、第2号、第4号から第6号までの規定による保護処分期間は1年を、同項第3号の規定による社会奉仕及び受講命令は200時間を、それぞれ超えることができない。

### 第17条（他の法律の準用）

- ① 性売買事件の保護処分に関し、この法律に定めのない事項については、家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法第13条から第17条まで、第19条から第28条まで、第30条から第32条第1項まで、第34条から第38条まで、第43条及び第44条、第46条から第55条までの規定を準用し、「家庭暴力犯罪」は「性売買」、<sup>(注9)</sup>「家庭保護事件」は「保護事件」とみなす。ただし、臨時措置、被害者又は法定代理人の権利に関する条項等、性質上、性売買事件に適用することのできない規定は準用しない。
- ② この法律で規定する事項以外に、保護事件の調査及び審理に関し必要な事項は、大法院規則で定める。

## 第4章 罰則等

### 第18条（罰則）

- ① 次の各号の一に該当する者は、10年以下の

懲役又は1億ウォン<sup>(注10)</sup>以下の罰金に処する。

1. 暴行又は脅迫を用いて性を売る行為をさせた者
  2. 偽計又はこれに準ずる方法を用いて性を売る者を苦境に陥れ、性を売る行為をさせた者
  3. 親族、雇用その他の関係により他人を保護及び監督することを利用し、性を売る行為をさせた者
  4. 偽計又は威力を用いて性交行為等の淫らな内容を表現する映像等を撮影した者
- ② 次の各号の一に該当する者は、1年以上の有期懲役に処する。
    1. 第1項の罪（未遂犯を含む。）を犯し、その代価の全て若しくは一部を受け取り、又はこれを要求若しくは約束した者
    2. 偽計又は威力を用いて青少年、事物を判断し若しくは意思を決定する能力がない者若しくは薄弱な者、又は大統領令が定める重大な障害がある者に性を売る行為をさせた者
    3. 暴力行為等処罰に関する法律第4条に規定された犯罪団体又は集団の構成員で、第1項の罪を犯した者
  - ③ 次の各号の一に該当する者は、3年以上の有期懲役に処する。
    1. 他人を監禁し、又は団体若しくは多数の威力を見せる方法により、性売買を強要した者
    2. 性を売る行為をした若しくはする者を雇用又は管理することを利用し、偽計又は威力を用いて墮胎させ、若しくは不妊手術を受けさせた者
    3. 性売買目的の人身取引をした者
    4. 暴力行為等処罰に関する法律第4条に規定された団体又は集団の構成員で、第2項第1号又は第2号の罪を犯した者
  - ④ 次の各号の一に該当する者は、5年以上の

有期懲役に処する。

1. 業務又は雇用その他の関係により保護又は監督を受ける者に、麻薬等を使用して性を売る行為をさせた者
2. 暴力行為等処罰に関する法律第4条に規定された団体又は集団の構成員として第3項第1号から第3号までの罪を犯した者

#### 第19条（罰則）

- ① 次の各号の一に該当する者は、3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処する。
  1. 性売買斡旋等の行為をした者
  2. 性を売る行為をする者を募集した者
  3. 性を売る行為をするよう職業を紹介又は斡旋した者
- ② 次の各号の一に該当する者は、7年以下の懲役又は7千万ウォン以下の罰金に処する。
  1. 営業として性売買斡旋等の行為をした者
  2. 性を売る行為をする者を募集し、その対価を支給された者
  3. 性を売る行為をするよう職業を紹介又は斡旋し、その対価を支給された者

#### 第20条（罰則）

- ① 次の各号の一に該当する者は、3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処する。
  1. 性を売る行為又は刑法第245条の規定による淫らな行為等をさせる職業の紹介及び斡旋をする目的での広告（各種刊行物、印刷物、電話、インターネット及びその他の媒体を通じた行為を含む。以下同じ。）をした者
  2. 性売買又は性売買斡旋等の行為が行われる営業場所についての広告をした者
  3. 性を買う行為を勧誘又は誘引する広告をした者
- ② 営業として第1項の規定による広告物を製作し、若しくは供給し、又は広告を掲載した

者は、2年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する。

- ③ 営業により第1項の規定による広告物又は広告が掲載された出版物を配布した者は、1年以下の懲役又は500万ウォン以下の罰金に処する。

#### 第21条（罰則）

- ① 性売買をした者は、1年以下の懲役、300万ウォン以下の罰金、拘留又は科料に処する。
- ② 第7条第3項の規定に違反した者は、500万ウォン以下の罰金に処する。

#### 第22条（犯罪団体の加重処罰）

第18条又は第19条に規定された犯罪を目的として団体若しくは集団を構成し、又はそのような団体若しくは集団に加入した者は、暴力行為等処罰に関する法律第4条の例により処罰する。

#### 第23条（未遂犯）

第18条から第20条までに規定する犯罪の未遂犯は処罰する。

#### 第24条（懲役と罰金の併科）

第18条第1項、第19条、第20条及び第23条（第18条第2項から第4項までの規定の未遂犯は除く）の場合は、懲役と罰金を併科することができる。

#### 第25条（没収・追徴）

第18条から第20条までに規定された罪を犯した者が、犯罪により得た金品その他の財産は、没収する。これを没収することが出来ないときは、その価額を追徴する。

#### 第26条（刑の減免）

この法律に規定された罪を犯した者が、捜査

機関に申告し、又は自首したときには、刑を軽減又は免除することができる。

### 第27条（両罰規定）

法人の代表者又は法人若しくは個人の代理人、使用人、若しくはその他の従業員が、その法人又は個人の業務に関して、第18条から第23条までの罪を犯したときは、行為者を罰するほかに、当該法人又は個人に対してもそれぞれの該当する条の罰金刑を科し、罰金刑が規定されていない場合は、1億ウォン以下の罰金に処する。

### 第28条（報償金）

- ① 第18条第2項第3号、同条第3項第3号及び第4号並びに同条第4項及び第22条の犯罪を捜査機関に申告した者に対しては、報償金を支給することができる。
- ② 第1項の規定による報償金の支給基準及び範囲に関し、必要な事項は、大統領令で定める。

### 附則

#### 第1条（施行日）

この法律は、公布後6月が経過した日から施行する。

#### 第2条（他の法律の廃止）

売春行為等防止法は、廃止する。

#### 第3条（罰則に関する経過措置）

この法律の施行前の行為に対する罰則の適用については、従前の売春行為等防止法による。

#### 第4条（保護処分等に関する経過措置）

この法律の施行当時、従前の規定によって保護処分手続、保護処分又は善導保護措置<sup>(注11)</sup>の執行が進行中のときは、従前の規定による。

### 第5条（他の法律の改正等）

- ① 犯罪収益隠匿の規制及び処罰等に関する法律を、以下のとおり改正する。

第2条第2号b中、「売春行為等防止法第25条第1項第3号」を「性売買斡旋等の行為の処罰に関する法律第19条第2項第1号（性売買斡旋等の行為のうち、性売買に提供される事実を知らずながら資金、土地又は建物を提供する行為に限る）」に改める。

別表第13号を次のとおりとする。

13. 性売買斡旋等の行為の処罰に関する法律第18条、第19条第2項（性売買斡旋等の行為のうち、性売買に提供される事実を知らずながら資金、土地又は建物を提供する行為を除く）、第22条及び第23条（第18条、第19条の未遂犯に限る）の罪

- ② 職業安定法を、次のとおり改正する。

第38条第3号中「売春行為等防止法」を「性売買斡旋等の行為の処罰に関する法律」に改める。

- ③ 青少年の性保護に関する法律を、次のとおり改正する。

第13条第1項中「売春行為等防止法第26条第3項」を「性売買斡旋等の行為の処罰に関する法律第21条第1項」に改める。

- ④ この法律の施行当時、他の法令において従前の売春行為等防止法及びその規定を引用している場合、この法律のうちそれに該当する規定があるときには、この法律又はこの法律の該当規定を引用したものとみなす。

(注)

- (1) 刑法第245条（公然淫乱）公然と淫乱な行為をした者は、1年以下の懲役、500万ウォン以下の罰金、拘留又は科料を科す。
- (2) 青少年保護法第2条（定義）第1号：「青少年」とは、満19歳未満の者をいう。ただし、満19歳に達する年の1月1日を迎えた者を除く。

- (3) 2000年2月に制定、同年7月に施行された。全4章21か条の本則と附則からなり、青少年の性を買ひ、又はこれを斡旋する行為並びに青少年に対する性暴力行為等から青少年を保護、救済することを目的とする。
- (4) 法院は日本の裁判所に該当する。
- (5) 特定犯罪申告者等保護法第7条から第13条までの規定は、特定の犯罪において犯罪を申告した者が報復を受けるおそれがある場合の個人情報の取扱いについて定めている。各条の内容は以下のとおりである。第7条（個人情報の記載省略）、第8条（個人情報の公開禁止）、第9条（身元管理カードの閲覧）、第10条（映像物撮影）、第11条（証人召喚及び訊問の特例等）、第12条（訴訟進行の協議等）、第13条（身辺安全措置）。
- (6) 法院組織法第57条（裁判の公開）の概要は以下のとおり。
- ① 裁判の審理及び判決は、公開する。ただし、審理は、国家の安全保障若しくは安寧秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるときは、決定によりこれを非公開とすることができる。
- ② 第1条ただし書の決定は、理由を開示して宣告する。
- ③ 第1項ただし書の決定をした場合であっても、裁判長は、適当と認められる者の在廷を許可することができる。
- (7) 訴訟促進等に関する特例法は、第26条において賠償請求の方法等について定めている。
- (8) 性暴力犯罪の処罰及び被害者保護等に関する法律第33条（医療保護）は以下のとおり。①女性省長官又は市長、郡守若しくは区長は、国、公立病院、保健所又は民間医療施設を性暴力被害者の治療のための専門医療機関に指定することができる。
- (9) 家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法は、1997年にDV（ドメスティック・バイオレンス）防止の観点から制定された法律であり、加害者の被害者への接近禁止、住居からの退去や処罰などが定められている。
- (10) 2004年9月現在、1ウォンは約0.1円である。1億ウォンは約1千万円に相当する。
- (11) 「善導保護」は、売春行為等を行った青少年に対してなされる措置であり、売春行為等防止法第2章に定められている。

（しらい きょう・海外立法情報課）

# 性売買防止及び被害者保護等に関する法律

성매매방지 및 피해자보호등에 관한 법률

(2004年3月22日制定 法律第7212号)

白井 京 訳

## 第1条 (目的)

この法律は、性売買を防止し、性売買被害者及び性を売る行為をした者の保護及び自立の支援を目的とする。

## 第2条 (定義)

この法律において使用される用語の定義は、次に定めるところによる。

1. 「性売買」とは、性売買斡旋等の行為の処罰に関する法律第2条第1項第1号に定める行為をいう。
2. 「性売買斡旋等の行為」とは、性売買斡旋等の行為の処罰に関する法律第2条第1項第2号に定める行為をいう。
3. 「性売買目的の人身取引」とは、性売買斡旋等の行為の処罰に関する法律第2条第1項第3号に定める行為をいう。
4. 「性売買被害者」とは、性売買斡旋等の行為の処罰に関する法律第2条第1項第4号に定める者をいう。

## 第3条 (国家等の責任)

① 国家及び地方自治体は、性売買を防止し、性売買被害者及び性を売る行為をした者（以下「性売買被害者等」とする。）の保護及び自立を支援するため、次の各号の事項についての法制度的な環境を整え、必要な行財政的措置を執らなければならない。

1. 性売買、性売買斡旋等の行為及び性売買目的の人身取引を防止するための調査、研究、教育及び広報
2. 性売買被害者等の保護及び自立を支援す

るための施設（外国人女性のための施設を含む。）の設置及び運営

② 国家は、性売買を目的とする人身取引の防止に向けた国際協力の推進のため、努力しなければならない。

## 第4条 (性売買予防教育)

小中高等学校の長は、性に対する健全な価値観の涵養と性売買防止のため、大統領令が定めるところにより、性売買予防教育を実施しなければならない。

## 第5条 (支援施設の種類)

① 性売買被害者等のための支援施設(以下「支援施設」とする。)の種類は、次に定めるところによる。

1. 一般支援施設：性売買被害者等を対象に、6か月以内の範囲において寝食を提供し、自立を支援する施設
2. 青少年支援施設：青少年の性売買被害者等を対象に、1年以内の範囲において寝食を提供し、就学及び教育等を通じて自立を支援する施設
3. 外国人女性支援施設：外国人女性の性売買被害者等を対象に、3か月（性売買斡旋等の行為の処罰に関する法律第11条の規定に該当する外国人女性についてはその該当期間）以内の範囲において寝食を提供し、帰国を支援する施設
4. 自活支援センター：性売買被害者等を対象に、自活に必要な支援を提供する利用施設

- ② 一般支援施設の長は、6 か月以内の範囲で、女性省令が定めるところにより、支援期間を延長することができる。
- ③ 青少年支援施設の長は、青少年が19才に達する時まで、女性省令が定めるところに従い、支援期間を延長することができる。

#### 第6条（支援施設の設置）

- ① 国家又は地方自治体は、支援施設を設置し、運営することができる。
- ② 国家又は地方自治体以外の者が支援施設を設置し、運営するときは、市長、郡守及び区長（自治区の区長をいう。<sup>(注1)</sup>以下同じ。）に届け出なければならない。
- ③ 支援施設の設置基準及び届出の手續並びに従事者の資格基準及び数等に関して必要な事項は、女性省令で定める。

#### 第7条（支援施設の業務）

- ① 一般支援施設は、次の各号の業務を行なう。
  - 1. 寝食の提供
  - 2. 心理的安定及び社会適応のための相談及び治療
  - 3. 疾病治療及び健康管理のための医療機関への引渡し等の医療支援
  - 4. 捜査機関の調査及び法院の証人訊問への同行
  - 5. 法律救助機関等への必要な協力及び支援要請
  - 6. 自立自活教育の実施及び就職情報の提供
  - 7. 国民基礎生活保障法等の社会保障関連法令による給付の受領支援
  - 8. 技術教育（委託教育を含む。）
  - 9. 他の法律が支援施設に委託する事項
  - 10. その他、女性省令が定める事項
- ② 青少年支援施設は、第1項各号の業務のほかに、進学のための教育を提供し、又は教育機関への就学に関する業務を行なう。

- ③ 外国人女性支援施設は、第1項第1号から第5号までの規定及び第9号に規定する業務並びに帰国を支援する業務を行なう。
- ④ 自活支援センターは、次の各号の業務を行なう。
  - 1. 自活共同体等の運営
  - 2. 就職及び技術教育（委託教育を含む。）
  - 3. 就職及び創業のための情報の提供
  - 4. その他、社会適応のために必要な支援として女性省令が定める事項

#### 第8条（支援施設への入所等）

- ① 支援施設に入所しようとする者は、当該支援施設の入所規定を遵守しなければならない。
- ② 支援施設において提供するプログラムを利用しようとする者は、当該支援施設の利用規定を遵守しなければならない。
- ③ 支援施設の長は、入所規定及び利用規定を遵守しない入所者又はその他団体生活を顕著に阻害する行為をする入所者並びに利用者に対しては、退所又は利用中断等、必要な措置を執ることができる。
- ④ 支援施設の入所及び利用手順、入所規定並びに利用規定等に関して必要な事項は、女性省令で定める。

#### 第9条（支援施設の運営）

- ① 支援施設の長は、入所者又は利用者の人権を最大限に保障しなければならない。
- ② 支援施設の長は、入所者及び利用者の社会適応能力等を育成することができるよう、相談、教育、情報提供及び身辺保護等に必要な支援を行わなければならない。
- ③ 支援施設の長は、入所者の健康管理のため、入所後1か月以内に健康診断を実施する。健康に異常が発見された場合には、医療給付法による医療給付の受給等の必要な措置を執ら

なければならない。必要な場合は、医療機関に疾病治療等を依頼することができる。

- ④ 支援施設の運営方法及び運営基準等に関して必要な事項は、女性省令で定める。

#### 第10条（相談所の設置）

- ① 国家又は地方自治体は、性売買被害相談所（以下「相談所」とする。）を設置し、運営することができる。
- ② 国家又は地方自治体以外の者が相談所を設置し運営しようとするときは、市長、郡守、区長に届け出なければならない。
- ③ 相談所には相談室を置くものとし、利用者を臨時に保護するための保護室を運営することができる。
- ④ 相談所の設置基準、届出の手續、運営基準並びに相談員等従事者の資格基準及び数に関して必要な事項は、女性省令で定める。

#### 第11条（相談所の業務等）

相談所は、次の各号に定める業務を行なう。

1. 相談及び現場訪問
2. 支援施設利用に関する告知及び支援施設への引渡又は連係
3. 性売買被害者の救助
4. 第7条第1項第3号から第5号までの業務
5. 他の法律が相談所に委託した事項
6. 性売買被害者等の保護のための措置で、女性省令が定める事項

#### 第12条（捜査機関の協力）

相談所の長は、性売買被害者を救助する緊急の必要があるときは、管轄警察官署の長に所属署員の同行を要請することができる。要請を受けた警察官署の長は、特別な事由がない限り、これに応じなければならない。

#### 第13条（性売買被害者等の意思の尊重）

支援施設又は相談所の長は、性売買被害者等の明示した意思に反して支援施設に入所させ、又は第10条第3項の保護を行うことができない。

#### 第14条（医療費の支援）

- ① 国家又は地方自治体は、第9条第3項の規定により、支援施設の長が医療機関に疾病治療等を依頼した場合、医療給付法上の給付が実施されない治療項目に対する医療費用の全て又は一部を支援することができる。
- ② 第1項の規定による医療費用の支援範囲及び手續等に関して必要な事項は、女性省令で定める。

#### 第15条（費用の補助）

- ① 国家又は地方自治体は、支援施設及び相談所の設置及び運営に必要な費用を補助することができる。
- ② 第1項の規定による費用の補助範囲等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

#### 第16条（指導監督）

- ① 女性省長官又は特別市長、広域市長若しくは道知事（以下「市・道知事」とする。）又は市長、郡守若しくは区長は、支援施設又は相談所の長に必要な報告を命じ、又は資料を提出させることができる。また、関係公務員を支援施設又は相談所に立ち入らせ、関係書類等を検査させることができる。
- ② 第1項の規定により立ち入り及び検査を行う公務員は、立ち入る前に訪問並びに検査の目的及び日時等を支援施設又は相談所の長に通知しなければならない。立ち入り時には、その権限を表す証票を携帯し、関係者にこれを示さなければならない。

## 第17条（廃止及び休止等の申告）

第6条第2項又は第10条第2項の規定により届け出た支援施設又は相談所を、廃止若しくは休止又は運営を再開しようとする者は、女性省令が定めるところにより、市長、郡守又は区長に届け出なければならない。

## 第18条（営利目的運営の禁止）

この法律に基づく支援施設又は相談所は、営利を目的として設置し、運営してはならない。

## 第19条（秘密厳守等の義務）

支援施設若しくは相談所の長、これを補佐する者又はその職にあった者は、職務上知り得た秘密を漏洩してはならない。

## 第20条（支援施設及び相談所の閉鎖等）

① 女性省長官、市・道知事又は市長、郡守若しくは区長は、支援施設又は相談所が次の各号の一に該当するときは、その業務の停止若しくは廃止を命じ、又は支援施設及び相談所を閉鎖することができる。

1. 支援施設又は相談所が、第6条第3項若しくは第10条第4項の規定による設置基準に達しなくなったとき。
2. 第16条第1項の規定に違反し、正当な事由なく報告をしないとき、又は虚偽の報告をしたとき。
3. 第18条の規定に違反したとき。
4. 支援施設若しくは相談所の長又はその従事者等が、入所者及び利用者に対して性暴力犯罪の処罰及び被害者保護等に関する法律第2条第1項<sup>(注2)</sup>の罪を犯したとき。
5. 社会福祉事業法第40条第1項第3項及び第3項の2<sup>(注3)</sup>に該当する場合
6. この法律又はこの法律による命令に違反したとき。

② 第1項の規定により業務の停止若しくは廃

止を命じ、又は支援施設及び相談所を閉鎖しようとするときには、聴聞を実施しなければならない。

③ 第1項の規定による処分の詳細な種類及び基準に関して必要な事項は、女性省令で定める。

## 第21条（権限の委任）

女性省長官又は市・道知事は、この法律による権限の一部を、大統領令が定めるところにより、市・道知事又は市長、郡守若しくは区長に委任することができる。

## 第22条（罰則）

次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は500万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第6条第2項の規定による届出をせず、支援施設を設置し、運営した者
2. 第10条第2項の規定による届出をせず、相談所を設置し、運営した者
3. 第18条又は第19条の規定に違反した者
4. 第20条の規定による命令に違反した者

## 第23条（両罰規定）

法人の代表者又は法人若しくは個人の代理人、使用人若しくはその他の従事者が、その法人又は個人の業務に関して第22条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほかに、法人又は個人に対しても同条の罰金刑を科する。

## 第24条（過料）

① 次の各号の一に該当する者は、300万ウォン以下の過料に処する。

1. 第16条第1項の規定による関係公務員の立入り及び検査を拒否、妨害又は忌避した者
2. 第17条の規定に違反した者

② 第1項の規定による過料は、大統領令が定

めるところにより、女性省長官、市道知事又は市長、郡守若しくは区長（以下「賦課権者」とする。）が賦課し、徴収する。

- ③ 第2項の規定に伴う過料処分に不服がある者は、その処分の告知を受けた日から30日以内に賦課権者に異議を申し立てることができる。
- ④ 第2項の規定により過料処分を科された者が、第3項の規定により異議を申し立てたときは、賦課権者は、遅滞なく管轄法院にその事実を通知しなければならない、通知を受けた管轄法院は、非訟事件手続法による過料の裁判を行う。
- ⑤ 第3項の規定による期間内に異議を申し立てず、過料を納付しないときは、国税滞納処分又は地方税滞納処分の例により、これを徴収する。

## 附則

### 第1条（施行日）

この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

### 第2条（支援施設及び相談所に関する経過措置）

- ① この法律施行時、従前の売春行為等防止法に基づき設置された一時保護所及び善導保護施設は、この法律による一般支援施設又は青少年支援施設として、自立自活施設は、この法律による自活支援センターとして、女性福祉相談所は、この法律による性売買被害相談所として、それぞれみなすものとする。ただし、この法律の施行日から2年以内に、この法律で定めた施設基準を満たさなければならない。
- ② 従前の売春行為等防止法に基づき設置された一時保護所、善導保護施設、自立自活施設及び女性福祉相談所は、この法律の施行日か

ら6か月以内に一般支援施設、青少年支援施設、自活支援センター及び性売買被害相談所としてそれぞれ届け出なければならない。

### 第3条（罰則に関する経過措置）

この法律の施行前の行為に対する罰則の適用については、従前の売春行為等防止法による。

### 第4条（他の法律の改正等）

- ① 社会福祉事業法の一部を次のとおり改正する。

第2条第1項gは、次のように改める。

g. 性売買防止及び被害者保護等に関する法律

- ② 児童福祉法の一部を次のとおり改正する。

第26条第2項第6号は、次のように改める。

6. 性売買防止及び被害者保護等に関する法律第5条及び第10条の規定による支援施設及び性売買被害相談所の長又はその従事者

- ③ 青少年の性保護に関する法律の一部を次のとおり改正する。

第15条第1項中「売春行為等防止法第11条第1項第2号の規定による善導保護施設」を、「性売買防止及び被害者保護等に関する法律第5条第1項第2項の規定による青少年支援施設」に改める。

- ④ この法律の施行時に、他の法令において従前の売春行為等防止法及びその規定を引用している場合、この法律のうちそれに該当する規定があるときは、この法律又はこの法律の当該規定を引用したものとみなす。

#### （注）

- (1) 韓国における「区」のうち、自治区は東京の特別区にはほぼ相当し、特別市または広域市の管轄下におかれる。これに対し、広域市には至らない大規模な市に置かれる行政区画が、行政区である。
- (2) 性暴力犯罪の処罰及び被害者保護等に関する法律

(1994年法律第4702号、2003年12月11日改正法律第6995号)第2条第1項は、「性暴力犯罪」の定義を規定している。

(3) 社会福祉事業法(1997年8月22日法律第5358号全部改正、2003年7月30日改正法律第6960号)第40条第1項3号は、「設置目的の達成その他の事由により継

続して運営される必要がないと認められるとき」、第3号の2は「会計不正又は不法行為その他不当行為等が発見されたとき」と規定している。

(しらい きょう・海外立法情報課)